

# 北海道

## 北海道における地域移行 推進に関する取り組み

北海道が実施する地域移行推進の取り組みについて紹介します。

1 県又は政令市の基礎情報

北海道障害保健福祉圏域  
(21圏域)



取組内容

【精神障害者の地域移行・人材育成に関する取り組み】

精神障がい者地域生活支援事業

- 精神障がい者地域生活支援センターの設置
- 地域移行研修の実施

基本情報

圏域数 (H28年3月末)	21カ所
人口 (H28年3月末)	5,377,782人
精神科病院の数 (H26年6月末)	120病院
精神科病床数 (H26年6月末)	20,205床
入院精神障害者数 (H26年6月末)	3か月未満：3,488人 (19.4%)
	3か月以上1年未満：3,204人 (17.8%)
	1年以上：11,280人 (62.8%)
退院率 (H26年6月末)	入院後3か月時点：65.8%
	入院後1年時点：88.3%
相談支援事業所数 (H28年5月末)	一般相談事業所数：387
	特定相談事業所数：423
障害福祉サービスの利用状況 (H27年7月)	地域移行支援サービス：20人
	地域定着支援サービス：110人
保健所 (H28年3月末)	道立保健所 26カ所
(自立支援)協議会 (H28年3月末)	(人材育成について議論)：人材育成部会 (活動頻度)：4回/年
	(精神障害者の地域移行について議論)：地域移行部会 (活動頻度)：1回/年
精神保健福祉審議会 (H28年3月末)	2回/年、委員数15人

## 2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要

・道では、精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院や施設など地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援を推進するため、「精神障がい者地域生活支援事業」として、「精神障がい者地域生活支援センター事業」と「精神障がい者地域移行研修事業」を実施しています。

### ア 精神障がい者地域生活支援センター事業

- ・設置：北海道精神障がい者地域生活支援センター  
（21 障害保健福祉圏域に17カ所設置）
- ・運営：各圏域別に地域の相談支援事業所に委託
- ・内容：地域生活移行支援協議会の運営・開催、ピアサポーターの育成活用、精神科病院への支援、地域移行等の普及啓発 等

### イ 精神障がい者地域移行研修事業

- ・運営：公益財団法人北海道精神保健推進協会（札幌市）に委託
- ・内容：地域住民等への地域移行等の必要性・重要性の理解促進とピアサポーターの養成・支援の点から、「地域移行研修会」、「地域エリア別研修会」、「ピアサポーター研修会」を開催

## 2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要

<事業実績（平成27年度）>

- 精神障がい者地域生活支援センター事業  
地域移行実人数 10人、ピアサポーター数 88人
- 精神障がい者地域移行研修事業  
地域移行研修会 18回開催、652名参加  
地域移行エリア別研修会 1回開催、124名参加  
ピアサポーター研修会 1回開催、56名参加

※平成27年度は、次の事業も実施しています。

ウ 精神障がい者地域移行「医療と福祉の連携研修会」

- 運営：北海道と一般社団法人支援の三角点設置研究会との共催
- 内容：医療と福祉の連携による支援体制づくりを目指し、全道等での地域移行関係者の連携強化・情報共有を行い、地域における地域を推進する人材養成として、「企画研修（本研修のための準備研修）」や「本研修（課題分析、グループ演習、ロードマップ作成等）」を実施

### 3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯

- 平成16年9月に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」では、“入院医療中心から地域生活へ”を基本的施策としている。
- 道では、平成16、17年度に精神障がい者への退院促進支援にあたり、道内2圏域でモデル事業を実施し、その成果を踏まえ、平成18年度から「精神障がい者地域生活支援事業」を実施しております。
- 2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要にも記載をしていますが、事業は「精神障がい者地域生活支援センター事業」と「精神障がい者地域移行研修事業」を実施しており、事業の実施にあたっては、法改正等に応じた必要な見直しを行い、よりよい精神障がい者の地域移行推進につながることを目指して対応をしています。

## 4 精神障害者の地域移行推進における強みと課題

- ・道における精神障害者の地域移行推進の特徴（強み）と課題は、次のとおりです。

### 特徴（強み）

1. 道内17カ所に設置する「精神障がい者地域生活支援センター」は、民間に委託し運営。  
（民間活力を利用し、地域特性を活かした事業の展開を目指す）

### 課題

1. 「精神障がい者地域生活支援センター」の運営に必要な安定的財源の確保。  
（地域医療介護総合確保基金を活用した運営。基金終了後の新たな財源の確保）

## 5 精神障害者の地域移行推進のための本年度のスケジュール

・道の精神障害者の地域移行推進のための今年度の目標等は、次のとおりです。

### 今年度の目標

1. 精神障がい者地域生活支援センターを中核とする地域移行(退院促進)の継続的实施。
2. 精神障がい者地域移行研修の継続的实施による地域移行の必要性・重要性の理解促進とピア・サポーターの養成・支援。(地域移行等に携わる医療と福祉等の従事者間の連携強化を新たに研修内容のひとつに位置づけ)

次期(月)	実施内容	担当
通年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神障がい者地域生活支援センター事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内17カ所に設置の精神障がい者地域生活支援センターの運営について、引き続き地域の相談支援事業所を運営する法人に委託して対応していく。</li> </ul> </li> <li>2 精神障がい者地域移行研修事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行の必要性・重要性の理解の促進、ピアサポーターの養成・支援を行い、更なる地域移行推進のため、継続して委託事業を実施する。</li> </ul> </li> </ol>	<p>道(保健所)</p> <p>道(本庁)</p>

